

一般奨励法一部改正

一 従来上々株対シ中額先支給

セシテ今撤廃ス(十月分より実施)

一 起床、出勤、帰社時間、励行

三月間、繼續セシモハ、詮衡

一 上精勤賞金五圓十一月実施